

半期ディスクロージャー

ご あ い さ つ

平素より、私どもJ Aびほくをご利用、お引き立ていただき厚くお礼申し上げます。

さて、このたび以下の項目について、半期（9月末）ディスクロージャーを作成いたしましたので、皆様の当J Aに対するご理解を深めていただければ幸いに存じます。

今後とも、皆様に信頼される協同組合として努力してまいりますので、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

1. 金融再生法開示債権（単体）

（単位：百万円）

債権区分	平成30年3月末	平成30年9月末	増減
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	45	35	△10
危険債権	137	75	△62
要管理債権	-	-	-
正常債権	13,717	13,739	22
合計	13,899	13,849	50

（注）1. 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。

2. 「危険債権」

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 「要管理債権」

要注意先に対する債権のうち「3ヶ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」をいいます。

4. 「正常債権」

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権およびこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権をいいます。

5. 金融再生法開示債権のうち、要管理債権は貸出金、その他の債権は信用事業与信額（貸出金、貸付有価証券、外国為替、債務保証見返、信用未収利息、信用仮払金）を開示の対象債権としています。

2. 単体自己資本比率

平成30年3月末	平成30年9月末（見込み）
18.12%	17.86%程度

（注）平成19年3月末より、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農林水産省告示2号）の規定に基づいて自己資本比率を算定しています。

3. 主要勘定の状況

（単位：百万円）

	平成29年9月末	平成30年3月末	平成30年9月末
貯金	111,280	109,049	114,270
貸出金	14,264	13,879	13,825
預け金	93,673	93,032	98,886
有価証券	4,153	3,441	2,730

4. 有価証券等時価情報等、

【その他の有価証券】

（単位：百万円）

	種類	平成30年3月末			平成30年9月末		
		貸借対照表計上額	取得原価 又は 償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価 又は 償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券	3,441	3,399	41	2,730	2,699	30
	国債	1,236	1,199	36	1,127	1,099	28
	金融債	2,204	2,200	4	1,602	1,600	2
	小計	3,441	3,399	41	2,730	2,699	30
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債券	—	—	—	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
合計	3,441	3,399	41	2,730	2,699	30	

（注）9月末の有価証券の時価は9月末日における市場価格等に基づく時価としています。

5. 農業振興活動

◇農業関係の持続的な取り組み

J Aびほく管内は中山間地で、家族経営（個人経営農業）農家が大多数であり、農業生産力と地域の活性化において無視できません。

「家族農業・担い手農家・営農集団・農業経営法人等（多彩な農業経営体）」と「農家が組織する生産組合」と「J A」の3者が、其々の立場を尊重・連帯・協力し、多彩な農業経営体が求める要望を反映し、個々の経営に貢献することが必要です。

J Aには、この「多彩な農業経営体と生産部会」を強化し調整して行くリーダーシップが必要であるため、以下の項目を基本理念に定め、営農振興に取り組んでいます。

- ①「NO1を目指さずして、J Aの農業振興なし」
- ②「販売高拡大なくして、J Aの営農指導なし」
- ③「資材調達力なくして、J A購買事業なし」
- ④「適切な共同利用施設なくして、農業の維持拡大なし」
- ⑤「生産部会強化なくして、中山間の農業振興なし」
- ⑥「地域農業者の連携なくして、地域農業の活力なし」

【重点取り組み事項】

①「NO1を目指さずして、J Aの農業振興なし」

産地化され、営農・販売事業の「顔」となっている作物のさらなる推進

県下最大の産地として、J Aびほくの代表的農産物である、ぶどう、トマトをはじめ、自信と誇りを創造する「NO1」を目指す取り組みを強化しています。

②「販売高拡大なくして、J Aの営農指導なし」

販売物ブランド化強化・販売多元化・国際化・農産物加工等の販売戦略強化

- ◇ 出荷市場の集約（市場のハブ化、相対取引、ニーズ対応）
- ◇ 農産物海外輸出…独自ルート
- ◇ 直販事業拡大…直販ルート開発
- ◇ 備中牛ブランド化（耕畜連携、キャッチコピー）

③「資材調達力なくして、J A購買事業なし」

生産資材を、安く・何時でも・早く・情報を添えて提供

- ◇ 営農集団・法人化組織等々、大口利用者へのアプローチ（メリット措置等）
- ◇ プライベートブランド商品開発
- ◇ 配送体制の見直し
- ◇ 県域担い手サポートセンターと連携した担い手支援の実施

④「適切な共同利用施設なくして、農業の維持拡大なし」

共同利用施設整備（選果場・加工場・直売所等）

- ◇ 主要品目の選果場整備（ぶどう、トマト）
- ◇ 新規導入品目の既存施設の利活用…SGS、水稻種子鉄コーティング等
- ◇ 直売所の活性化（施設整備、連絡協議会、他J Aとのコラボ企画等）

⑤「生産部会強化なくして、中山間の農業振興なし」

多様な農業生産者が共同参画する生産部会組織の活性化

- ◇ 主要品目生産部会のさらなる結束強化
- ◇ 生産部会組織・運営の活性化
- ◇ 廃園・廃作の情報管理と流動化
- ◇ 主体的なGAP活動強化

⑥「地域農業者の連携なくして、地域農業の活力なし」

農業者間の連携強化

- ◇ 町づくり組織、中山間制度活用組織への提案
- ◇ 人・農地プラン推進協議会への提案
- ◇ 地域が連携した鳥獣害対策

【 営農生産振興計画 】

① 重点推進作物の生産振興目標

産地化され、営農・販売事業の「顔」となっている作物のさらなる拡大推進に取り組んでいます。
ピオーネ・シャインマスカット、トマト、桃など

②【新規作物の導入推進目標】

担い手の意向や行政の奨励等を踏まえ、産地化をめざし、新規に導入を推進する作物の振興を図っています。

トレビス、ハウレンソウ、スナップエンドウ、スイートコーンなど

③【地域振興作物の作付推進目標】

営農センター単位といった、地域での独自作物の振興を推進しています。作目によっては、地域の事業者や加工業者との連携による新商品化、地理的表示や機能性表示を利用した販売方法を検討しています。

氷温ブドウ(シャイン・瀬戸)、きゅうり、ナス、一寸そら豆、白菜、春菊、大豆・小豆、花卉(シャクヤク、フォックスフェイス、花とうがらし)など

④【加工業務用野菜・契約栽培の取り組み推進】

全農おかやま県本部との連携のもとに加工業務用タマネギ・白菜の契約栽培に取り組んでいます。
契約なす、契約白菜、加工タマネギ、加工ゆず、SGSなど

⑤【JA農産物直売所を通じた農産物の生産振興】

季節に応じた多品目の農産物の生産、出荷会員の増加と併せて農産物の生産拡大を推進しています。

⑥【担い手の確保への取り組み】

地域農業の将来の担い手として認定農業者・新規就農者・定年帰農者の確保育成と集落営農組織の組織化・法人化に取り組んでいます。

◇地域密着型金融への取り組み

(中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況を含む)

【 農業者の経営支援に関する取り組み方針 】

- ・大規模経営体、担い手経営体等に対し、県域担い手サポートセンターと連携した総合的な個別対応を実施
- ・農業者等のニーズを捉え、金融を中心とする各種サービスの提供を実施するため、信用渉外員の担い手定期訪問を実施
- ・大口予約取引に対する還元に加え、担い手に対する還元、併せて農業振興対策積立金を活用した還元・奨励措置を継続して実施

【 農業者等の経営支援に関する態勢整備 】

- ・農業者等への経営支援を強化するため、営農生産部へ、資材、担い手人農地プラン、安心安全GAP、受託作業・労働支援、直売所6次化・青申、等の特命担当者を配置、各総合センター責任者を担い手担当に任命するとともに、産物に特化した専門指導員を任命
- ・信用部門へ担い手担当者・農業融資事務リーダーを配置
- ・各担当者から集まった担い手情報を部署を超えて共有化
- ・多様化する農業者の金融ニーズに応えるため、農業金融担当者の知識向上のための研修会の実施
- ・「JAバンク農業金融プランナー」資格の取得

【 担い手の農業経営形態、ライフサイクルに応じた支援 】

- ・農業金融に関する情報提供
- ・農業者の営農計画を踏まえた資金ニーズの的確な把握と提案
- ・JAバンク利子助成の効果的な活用
- ・営農計画とライフサイクルを融合した金融・共済商品の提案

【 地域活性化、持続可能な農山村地域への貢献 】

- ・支店・総合センター等を拠点とした「JAくらしの活動(JAびほく笑顔創造活動)」の実践(支店だよりの発行、JA祭りの開催、企画旅行の実施)
- ・総合事業を通じた生活インフラ機能の発揮(移動購買車による移動販売の実施、暮らしに関する相談会(ローン・年金・相続等)の開催など相談機能の充実)
- ・地域セーフティネット機能の発揮(認知症サポーター研修の実施・受講、高齢者支援・見守り活動、健康イベントの開催)
- ・食農教育への取り組み(学童対象の農業体験、地元産品の学校給食への提供、男性・子供料理教室の開催)